別紙２

**医療保護入院等のための移送に係る指定医の判断基準**

医療保護入院等のための移送の対象者は、指定医による診察の結果、次の要件の全て

に該当する者とする。

１　精神障害者であること。

２　精神障害による病状の程度が重篤であること。

　　重篤とは、幻覚、妄想その他の現実認識の歪みと、そうした自己の状態に対する洞

　察の欠如によって現実との関係を適切に保つことが困難となり、基本的な生活維持の

　ために通常必要とされる能力にも支障が生じる程度に精神機能が損なわれている状態、

　即ち「精神病状態」が持続又は反復していることをいう。

３　当該精神障害のために、その者の状態が次の（１）又は（２）のいずれかに該当して

　いること。

（１）生活維持のための基本的な能力が損なわれた結果、自己の健康又は安全の保持に深

　　刻な困難が生じていること。

　　　自己の健康又は安全の保持とは、例えば栄養摂取、睡眠確保、清潔保持、寒冷・

　　暑熱の防御、火の始末、水道やガスの元栓管理等をいう。

（２）直ちに入院治療を行わなければ、その者の状態にさらに深刻な悪化をきたし、回復

　　が一層困難になるなどの身体的・精神的健康上の損失がもたらされる可能性が高いこ

　　と。

４　入院治療によってのみ、一定以上の治療効果が期待できること。ただし、その入院は、

単に現在の環境からの一時的な分離や避難を主たる目的とするものではないこと。

　なお、ここでいう一定以上の治癒効果とは症状の軽減又はこれ以上の悪化を防止する

ことを含む。

５　当該精神障害により、判断能力が著しく低下しているため、入院治療の必要性が理解できず、本人の同意による入院が行われる状態にないこと。

６　措置入院又は緊急措置入院の要件を満たさないこと。